# 平成26年度国民健康保険税の税率改正

国民健康保険(国保)は、加入者が納める国保税のほか、国・県からの補助金などをもとに、市の一般会計とは独立して運営しています。

加西市の国保は、加入者の高齢化や医療の高度化などにより、1 人あたりの医療費が年々増加し、歳出が歳入を上回る非常に厳しい状況にあります。

これまでは貯金にあたる国保事業基金を取り崩すことで対応してきましたが、基金も平成 25 年度に底をつき、26 年度には 2 億 4 千万円の収支不足が見込まれました。

そこで、収支不足を補い、国保の安定した事業運営を行うために、加入者の代表者らで構成する国保運営協議会で検討を重ね、市の一般会計から1億円を繰り入れ、1億4千万円の不足分について税率を改正する議案が3月の定例市議会で可決されました。国の制度改正による課税限度額の引き上げも行われます。

改正により、1人あたりの国保税額は、25年度に比べ平均15%増えることになります。加西市での実質的な値上げとなる税率改正は9年ぶりです。

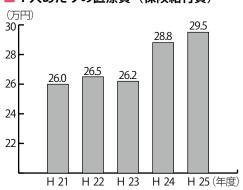
国保加入者の皆さんには、厳しい経済情勢の中、負担増となりますが、税率改正にご理解と ご協力をお願いします。

「国民健康保険税決定通知書」は7月中旬に 送付します。

## ■低所得者への軽減制度の拡充 ―

所得の低い方の税負担を減らすため、世帯主とその世帯の国保加入者の所得合計額が一定額以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。平成26年度からは、5割と2割の軽減対象になる所得基準額を引き上げることで、軽減対象世帯が拡大されます。

## ■1人あたりの医療費(保険給付費)



### ■平成 26 年度国保の税率

	所得割額	均等割額	平等割額	課税限度額
医療給付費分	7.2%	24,000 円	25,000 円	51 万円
区原和门县刀	(6.2%)	(21,000円)	(22,000円)	(51万円)
後期高齢者支	2.9%	8,000円	8,000 円	16 万円
援金分	(2.5%)	(7,000 円)	(7,000 円)	(14万円)
介護納付金分	2.3%	9,000円	7,000 円	14 万円
(40~64歳)	(2.0%)	(8,000円)	(6,000 円)	(12万円)

※( ) は平成 25 年度。

## モデルケースによる税額の比較

夫婦(ともに 40 歳代)、子供 2 人、給与収入 240 万円(所得 150 万円)の場合

【平成 25 年度】 255,500 円

 $\downarrow$ 

【平成 26 年度】 293,800 円 (前年度比 38,300 円、15%増)

## ■軽減対象世帯の所得基準

軽減割合	所得基準額		
7 割軽減	33万円以下(33万円以下)		
5 割軽減	33 万円 + 24.5 万円 × 被保険者数(世帯主を除く被保険者数)		
2 割軽減	33 万円 + 45 万円 (35 万円) × 被保険者数		

※()は平成25年度。

#### ■国保財政の健全化のために —

医療費を抑え国保の負担する保険給付費を削減することは、保険税の引き上げの抑制につながります。一人ひとりが健康管理に努め、適正な受診を心がけてください。

- ◎病気の早期発見や未然防止のため、年に一度は特定健診やがん検診を受けましょう。6月から町ぐるみ健診が始まります。詳しくは、3月に全戸配布しました町ぐるみ健診申込書をご覧ください。
- ◎かかりつけ医に相談して、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用を検討してください。ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造された薬で、新薬に比べて開発費を抑えられるため自己負担が減り、医療費全体も抑えられます。医療費の中でも調剤費が大きく増えていますので、ご協力をお願いします。
- ◎加西市は、こども医療費の無料化など福祉医療制度の充実を図っています。病気の早期発見、早期治療につながる受診しやすい環境にありますが、緊急時以外は診療時間内に受診するようにしてください。

# 平成26年度後期高齢者医療保険料について

保険料は、兵庫県後期高齢者医療広域連合により、2年 でとに見直しされています。平成26年度は、医療費の増加などにより、均等割額、所得割率、限度額ともに引き上げられました。保険料決定通知書は7月中旬に送付します。

#### ■改正内容

	24・25 年度	26・27 年度	増減
均等割額	46,003 円	47,603 円	1,600円
所得割率	9.14%	9.70%	0.56%
限度額	55 万円	57 万円	2 万円

#### ■保険料の計算方法

①均等割額	②所得割額		1)+2)
47,603 円 +	(25 年中の総所得金額等※ - 330,000 円) × 9.7%	=	26 年度保険料額(限度額 57 万円)

※収入額から控除額を引いた金額(控除額は、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除 (社会保険料控除、扶養控除等)は含みません)。

#### ■保険料の軽減

基準以下の所得の方は保険料が軽減されます。平成 26 年度からは、5 割と 2 割軽減の対象が拡充されました。また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった方は、特例として平成 26 年度は、年額 4,760 円(均等割額は 9 割軽減、所得割額は免除)になります。国民健康保険(組合)に加入されていた方は対象になりません。詳しい要件等は、7 月中旬に送付する保険証に同封のパンフレットをご覧ください。

【問合先】 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局(コールセンター) ☎078-326-2021、市民課☎@8721

## 7月から新しい福祉医療費受給者証に変わります

下記の資格要件を満たす方に、7月から使用できる福祉医療費受給者証を6月下旬に郵送します(母子家庭等に該当する方には現況届を郵送)。7月から「老人」は自己負担が、「母子家庭等」は自己負担と所得基準が変更になります。

助成制度	対象者	自己負担	所得基準
乳幼児等・ 子ども医療費	0歳児から中学 3年生まで	なし	保護者の市民税所得割額が 235,000 円未満 (0 歳児は所得制限なし)
老人医療費	65 歳から 69 歳 で世帯全員が市 民税非課税	① S24.7.1 以降生まれの方は 2 割負担 外来限度額:月12,000円(低所得者8,000円) 外来+入院限度額:月35,400円(低所得者15,000円) ② S24.6.30 以前生まれの方は 2 割負担(低所得者1 割負担) 外来限度額:月8,000円 外来+入院限度額:月24,600円(低所得者15,000円)	本人の年金収入と他の所得の合計が 80 万円以下
重度障害者・ 高齢重度障 害者医療費	身体障害者手帳 1・2級、療育 手帳A判定、精神障害者保健福 祉手帳1級の方	1 医療機関あたり 1 日 600 円で月 2 回まで(低所得 者は 400 円) 入院限度額 1 医療機関あたり 1 日 600 円で月 2 回まで(低所得 本人、配偶者および扶着 民税所得割額が 235,000	
母子家庭等 医療費	18歳に達した 年度末までの児 童または 20歳 未満の高校在学 中の児童を監護 する母または父 およびその児 童、遺児	外来限度額 1 医療機関あたり 1 日 800 円で月 2 回まで(低所得者は 400 円) 入院限度額 1 割負担で月 3,200 円(低所得者は 1,600 円)	児童の親または扶養義務者の所得が 下記の基準未満※詳しくは市ホーム ページをご覧ください。   扶養   親と子を   子のみを 助成   助成   なし   19万円   192万円 1 人   57万円   230万円 2 人   95万円   268万円 3 人   133万円   306万円

※市民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除または寄付金税額控除がある場合、控除前の税額で判定します。